

津山市監査委員告示第8号  
平成29年3月29日

地方自治法第199条第7項及び第5項の規定に基づき、平成28年度の  
財政援助団体監査及び随時監査を実施したので、同条第9項の規定により  
その結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 久 常 勝 實  
津山市監査委員 竹 内 邦 彦

平成 2 8 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

津山市監査委員

## 第1 監査の対象

- |   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 団体名     | 津山市人づくり事業運営委員会    |
|   | 所在地     | 津山市山北520番地        |
|   | 財政援助の名称 | 津山市人づくり事業運営委員会負担金 |
|   | 所管部署    | 産業経済部みらい産業課       |
| 2 | 団体名     | 津山市スポーツ少年団        |
|   | 所在地     | 津山市山北669番地        |
|   | 財政援助の名称 | 津山市スポーツ少年団育成補助金   |
|   | 所管部署    | 生涯学習部スポーツ課        |

## 第2 監査の期間

期 間 平成28年11月30日～平成29年3月17日  
委員による聴取日 平成29年2月10日

## 第3 監査の範囲及び方法

津山市が平成27年度において財政援助を行った団体のうち2団体を抽出し、当該財政援助に係る出納事務の執行が適正であるか、交付した目的に沿って事業が行われているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、対象団体及び所管課から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合のほか、関係者から説明を聴取するなどにより実施した。

## 第4 団体の概要

### 1 津山市人づくり事業運営委員会

#### (1) 設立及び目的

平成2年、地域産業の振興と活力ある地域づくりに対応できる有益な人材育成事業（人づくり事業）を実施するため、津山市が設置した。なお、事業の具体的な施策の実施機関は、同委員会が設置する、つやま産業塾が担っている。また、この人づくり事業は、津山市人づくり基金を財源として活用している。

#### (2) 所掌事務

- ① 津山市人づくり事業の運営及び管理に関すること
- ② 津山市人づくり事業の計画策定に関すること
- ③ つやま産業塾の事業計画及び事業の実施に関すること
- ④ 産業関係団体等が実施する自主研修事業の助成に関すること
- ⑤ 人材育成のための研修機関、先進地等への派遣研修事業の助成に関すること
- ⑥ その他人づくり事業の推進に関すること

(3) 組織の状況

会長 1 人、副会長 1 人、監事 2 人、委員 9 人（平成 28 年 6 月 1 日現在）

(4) 財政援助の内容

平成 27 年度は、津山市人づくり事業運営委員会負担金 2, 185, 000 円を交付している。この負担金は、地域産業の振興と活力ある地域づくりに有能な人材育成事業を実施するため、その目的を達成するよう運営経費の一部を負担するもの。

## 2 津山市スポーツ少年団

(1) 設立及び目的

昭和 40 年に、スポーツを通じて少年の心身を鍛練し、人間性を高め、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図ることを目的として、津山市体育協会が設立した。

(2) 事業内容

- ① スポーツ少年団育成計画の立案と実施
- ② スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- ③ スポーツ少年団母集団の活動の推進
- ④ スポーツ少年団市的行事の実施
- ⑤ スポーツ少年団の交流及び派遣事業の実施
- ⑥ スポーツ少年団の顕彰
- ⑦ 関係団体との連携
- ⑧ その他、前条の目的達成に必要な事業

(3) 組織の状況

本部長 1 人、副本部長 8 人、本部役員 11 人、本部委員 48 人、監査 2 人、顧問 4 人、加入団数 62 団、指導者 697 人、団員 1, 508 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(4) 財政援助の内容

平成 27 年度は、津山市スポーツ少年団育成補助金 1, 346, 000 円を交付している。この補助金は、青少年期、特に小学生の体力・運動能力の維持向上のため、その中心的役割を担っている当該団体の運営経費の一部を補助し、その活動を支援・育成するもの。

## 第 5 監査の結果

### 1 津山市人づくり事業運営委員会

当該負担金に関する出納事務は概ね適正に処理されているが、次のとおり改善を

求める事項があったので、必要な措置を講じられたい。また、直接口頭などにより意見のあった事項についても改善に向けて取り組まれたい。

(1) 津山市人づくり事業運営委員会に関する事項

【指摘事項】

- ① つやま産業塾講師との情報交換費（交流会費用）について、欠席者分の費用が会議費から支出されていた。講師との情報交換は、講座以外で有益な情報を収集できる補完の場であることは理解できるが、欠席者分の費用を会議費から支出することのないようされたい。
- ② つやま産業塾長の旅費及び会議出席に伴う報酬の支払いに伴う所得税の源泉徴収について、支払内容に応じた控除率が適用されていなかった。支払内容に応じた控除率を確認し、適用されたい。

【要望事項】

- ① つやま産業塾講座受講料の収入管理を受講者名簿でしており、収入状況が即時に確認出来なかった。未納者把握の観点からも徴収簿等による適正な収入管理をされたい。

(2) みらい産業課に関する事項

【指摘事項】

- ① つやま産業塾の設置者が、津山市人づくり事業実施要綱と津山市人づくり事業運営委員会規約では相違しているので整理されたい。

## 2 津山市スポーツ少年団

当該補助金に関する出納事務は、個々のスポーツ少年団に対する補助金の支払いや現金の保管など改善を求める事項が多数見受けられたので、次のとおり必要な措置を講じられたい。また、直接口頭などにより意見のあった事項についても改善に向けて取り組まれたい。

(1) 津山市スポーツ少年団に関する事項

【指摘事項】

- ① スポーツ少年団登録料及び協賛広告料の領収書のうち、5月から9月までの間に発行されたものは、領収者氏名のほとんどが前本部長名になっていた。適正な事務処理をされたい。
- ② 津山市スポーツ少年団母集団の研修会の講師謝金について、所得税の源泉徴収がされておらず、また、領収書に本人の受領印が押印されていなかった。適正な事務処理をされたい。
- ③ 津山市スポーツ少年団50周年記念備品（ワイヤレスアンプ）の購入について  
(ア) ワイヤレスアンプ購入の発注を平成27年5月に行い、同月納品されてい

るにも係わらず、その支払いの一部を平成26年度津山市スポーツ少年団50周年記念会計から支払っていた。

(イ) ワイヤレスアンプ購入費用の支払伝票には、納品案内書のみが貼付されており、請求書及び領収書の貼付がなかった。

(ウ) ワイヤレスアンプは備品であるにも係わらず、需用費から支払われていた。それぞれ津山市会計規則に準じて適正な事務処理をされたい。

④ 津山市スポーツ少年団8中学区及び単一種目団補助金の支払いについて

(ア) 補助金交付の根拠となる決裁（支出負担行為）を行わず、補助金を交付していた。

(イ) 補助金を交付した20団体のうち、補助金計画書及び補助金報告書の未提出団体が13団体あった。

(ウ) 学区・単一団補助金綴りに保存されている申請書及び補助金領収書について、申請年月日や受領年月日が未記入のものが半数以上あった。また、支払伝票にすべて領収書が貼付されていなかった。

(エ) (イ)の補助金を交付した20団体の他に、遅れて申請された1団体への補助金交付は、補助金交付申請書、補助金計画書、補助金報告書の提出がなかった。また、受領者氏名の記載はあるものの受領印が押印されていない領収書が保存されていた。

それぞれ津山市スポーツ少年団8中学区及び単一種目団補助金交付要綱等に基づき適正な事務処理をされたい。

⑤ 第4回本部役員懇親会での事務局職員2人に係る懇親会費について、支払伝票に領収書の貼付がされていなかった。支払いに対する領収書を徴されたい。

⑥ 収入及び支出伝票の全てにおいて本部長印が押印されていなかったため、決裁を受けられたい。

⑦ 津山市スポーツ少年団に加入している62団のうち61団に対する、平成27年度認定指導者補助金について、すべての団が申請する見込みで、2月4日に通帳から払い出し、現金で交付する準備をしていた。その後、56団へは申請に基づき補助金を交付しているが、5団は申請をしなかったため、平成28年度会計へ6月7日に雑入として戻入処理されていた。各団への補助金の交付は申請に基づき、当該年度内に行い、長期間現金を所持することのないよう改められたい。

## (2) スポーツ課に関する事項

### 【要望事項】

- ① 津山市スポーツ少年団については、市の業務と密接な関わりがあり、事務上の正確性や効率性を考慮して、市職員が会計事務を担当している。しかし、本来は、団体の成長に応じて自立を促すとともに、市はその指導や育成にあたるのが望ましい姿であり、今後、事務局体制の見直しを検討されたい。

## 第6 監査委員の意見

### 1 津山市人づくり事業運営委員会

監査結果については前述のとおりである。

津山市人づくり事業運営委員会は、地域産業の振興と活力ある地域づくりに有益な人材育成事業（人づくり事業）を実施するため、つやま産業塾を設置し、その事業を実施してきた。その事業の核のひとつである、経営能力開発講座は平成2年に開講され、卒塾生は延べ400人を超えている。現在は第21期目の開講となっているが、これまで、常に時代のニーズに的確に対応したテーマを設定し、有能な経営リーダーを輩出するよう努力している。

平成26年1月には、「つやま産業人財バンク」を設立し、卒塾生が講座の講師を務めたり、企業見学の受け入れを行うなど現役塾生のサポートを行っている。

一方で、近年は、事業所等の自主的な研修活動を支援する、人づくり事業助成金事業の応募が少ないという課題も抱えている。

人づくり事業は、「産業の振興と発展は、人づくりから」という考え方から生まれた他都市に先駆けた地域産業の振興を見据えた人材育成事業である。今後とも、より多くの若手経営者や後継者、事業所等が本事業を活用できるように積極的にPRを行うとともに、つやま産業塾を介した幅広いネットワークの構築・強化を図るなど創意工夫を図り、より実効性の高い事業実施に努められたい。

### 2 津山市スポーツ少年団

津山市スポーツ少年団は、スポーツを通じて少年の心身を鍛練し、人間性を高め、団体の普及と育成及び活動の活性化を図ることを目的として、津山市体育協会が設立した団体で、その事務はスポーツ課が行っている。津山市スポーツ少年団をはじめとする任意団体等の運営費の管理については、平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」の中で、収入・支出については公金と同様に適正に取り扱うこととされている。

しかし、前述の監査結果のとおり、補助金の支払いや現金の保管など改善を求める事項が多数見受けられたので、早急に事務処理の適正化に取り組まれない。また、団体内部においても、監査機能の強化を図るなど改善に向けた取り組みを組織的に行われたい。

当該団体については、本来は団体が自立して事務処理を行い、スポーツ課は団体

の指導や育成にあたるのが望ましい姿であるので、今後は事務処理体制について見直しを検討されたい。

当該団体は、設立から50年を越える長きにわたり、スポーツの振興に貢献し、スポーツを通じて子どもたちの健全な育成のため、指導者を中心とした関係者により継続して活動している。

近年、少子化や子どもたちを取り巻く生活環境の変化により団員の確保には苦慮している。また、指導者の養成と確保などの難しさもあるなか、一人でも多くの子どもたちがスポーツに親しめるよう努力している。

今後も、より多くの子どもたちが地域社会の中でスポーツを楽しみ、社会のルールや思いやりのこころを育むとともに、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献されるよう、その活動に期待する。